

富山市立図書館在宅身体障害者図書郵送貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は在宅身体障害者で、富山市立図書館への来館が困難な利用者に対し、郵送による図書の貸出事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の郵送による図書の貸出は、日本郵政株式会社ポスパケット約款・心身障害者用ゆうメール運賃料金表に定める「心身障害者用ゆうメール」により行うものとする。

(郵送貸出を受けることができる者)

第2条 図書の郵送貸出を受けることができる者は、次の要件すべてを満たすものとする。

(1) 富山市内に在住する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」における障害級別1級から3級に該当する者

(登録)

第3条 図書の郵送貸出を受けようとする者は、事前に登録をしなければならない。

2 前項の登録は電話等により、住所、氏名、生年月日、電話番号、身体障害者手帳の番号及び等級など必要な事項を申し出て行うものとする。

(同時貸出の数)

第4条 同時に貸出を受けることのできる図書の数は、10点以内とする。

(貸出の申込)

第5条 図書の貸出申込は、文書、電話又は口頭によるものとする。

(貸出期間)

第6条 図書の貸出期間は、21日以内とする。

(図書の返却)

第7条 図書は、郵送又は本館へ持参することにより返却するものとする。

(損害賠償)

第8条 図書を亡失し、又は破損した時は、富山市立図書館条例（平成17年4月1日条例第259号）第9条の規定に準ずる。

(郵送料の負担)

第9条 貸出及び返却に要する郵送料は、富山市立図書館が負担する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。